

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

中津川市は、人口約 7.5 万人の日本のほぼ中央に位置する地方都市で、古くは東山道、中山道、飛騨街道が整備され、地域を結ぶ経済の拠点であった。明治に入ると名古屋まで鉄道が敷かれると共に、戦後は国道 19 号の整備、中央自動車道の開通など交通網の進展に伴い、東濃東部を代表する工業都市となった。

現在は電気機械器具、自動車関連などのものづくりが盛んで、県内でも上位の製造品出荷額を誇る工業都市であり、また、夏秋トマトに代表される農産物や飛騨牛の生産などの農業、古くから我が国の代表的な寺院・城郭の建築や伊勢神宮の式年遷宮の用材として用いられる東濃桧の産地として林業、地域の資源を活かすため技術が受け継がれてきた建築業や木工業、御影石を使った石材業も根付いている。あわせて、中山道の馬籠宿、落合宿、中津川宿の三宿により街道文化が栄え、人と文化が交流したことで栗きんとんに代表される和菓子のまちとして、全国にその名が知られている。こうした独自の産業や高い技術力が根付いた背景には、「人」、「物」、「文化」が行き交う交通の要衝として発展してきた経緯があり、リニア中央新幹線による新たな発展にも繋がると考えられる。

こうした中津川市の産業の多くを支えている事業所の多くは中小企業であるが、労働力人口や国内需要が減少し、国際的な競争や海外市場の変化が激しくなるなど、中小企業を取り巻く経済や社会の状況は厳しさを増しており、とりわけ規模が小さく経営基盤の弱い小規模企業は厳しい状況にある。

これらを踏まえ、市では「中津川市中小企業・小規模企業振興条例」を平成 29 年 3 月に改正し、国、岐阜県はもとより、中津川商工会議所、中津川北商工会と連携をはかりながら、商品開発や販路拡大、経営改善、人材確保・育成、働き方改革の推進による就労環境の整備等、中小企業者の支援について取り組んできた。

しかしながら特に、高い有効求人倍率を背景に人手不足、後継者問題が深刻化しつつあり、また生産設備の更新にかかる費用負担も大きな課題となってきている。

(2) 目標

今後、さらなる生産年齢人口の減少が予測される中で、本計画に基づき市内中小企業の生産性向上を支援し、事業活動を継続することが可能な事業基盤の構築を促し、将来に渡って産業が元気で働く場があり住み続けられるまちづくりを目指す。

目標値は、先端設備等導入計画認定件数は年間 40 件をベースに、将来的には令和 9 年の製造業事業所従業者数を 12,800 人 (R5 12,636 人)、製造品出荷額を 4,380 億円 (R5 4,325 億円) とする。

(3) 労働生産性に関する目標

中津川市では、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業の設備投資を支援することで、事業者の労働生産性が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

中津川市内の産業は主要産業である製造業を中心に卸・小売業、サービス業、農林業など多岐に渡り、多様な業種が市内の経済、雇用を支えており、多くの産業で生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備全てとする。

ただし、本計画の目標が先端設備等の導入の促進により地域経済の発展や雇用の創出に寄与することであることから、太陽光発電設備については、主たる工場や事務所などの敷地内に設置し、その発電電力を直接商品の生産もしくは販売または役務の提供の用に供するために自ら電力を消費するために設置するもののみを対象とし、単に発電電力を他社に供給し売電収入を得るための設備は対象としない。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

中津川市の産業は、製材業や木製品加工業、石材業、中山間地域特有の農業が盛んな北部地域、中央線や中央自動車道、国道19号沿線に位置し、中津川中核工業団地等をはじめ製造業が集積する南部地域に大別されるが、街道文化で栄えた歴史から和菓子づくりで培った、卸・小売業やサービス業も盛んであり、多様な業種が広く立地している。これらのことから広く事業者の生産性向上を実現するため、計画区域は市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

当市における事業者の生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等、多様である。

また、自然豊かで豊富な天然資源を活用した製材業や木製品加工業、石材業、中山間地域の気候を活かした農業が盛んな北部地域、交通の地の利を活かして工業が発展し、ものづくり企業が多く集積する南部地域に大別されるが、街道文化で栄えた歴史から和菓子づくりで培った、卸・小売業やサービス業も盛んであり、南北に約50キロという市域内には多様な業種と様々な事業を営む事業所が存在する。したがって本計画においては、労働生産性の向上が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い業種・事業を対象とするものとする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ① 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ② 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ③ 先端設備導入計画の認定に当たって市は小規模事業者を含めた中小企業者に対して、中小企業等の経営強化に関する基本方針及び同導入促進基本計画に適合することを確認するために追加の書類の提出その他必要な手段を取ることが出来るものとする。ただし、事業者に対する過度な負担とならないよう配慮するものとする。
- ④ 市は、先端設備等導入計画の進捗状況を定期的に把握し、中小企業者の行った自己評価の実施状況を把握するよう努め、事業者はこれに協力するものとする。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。